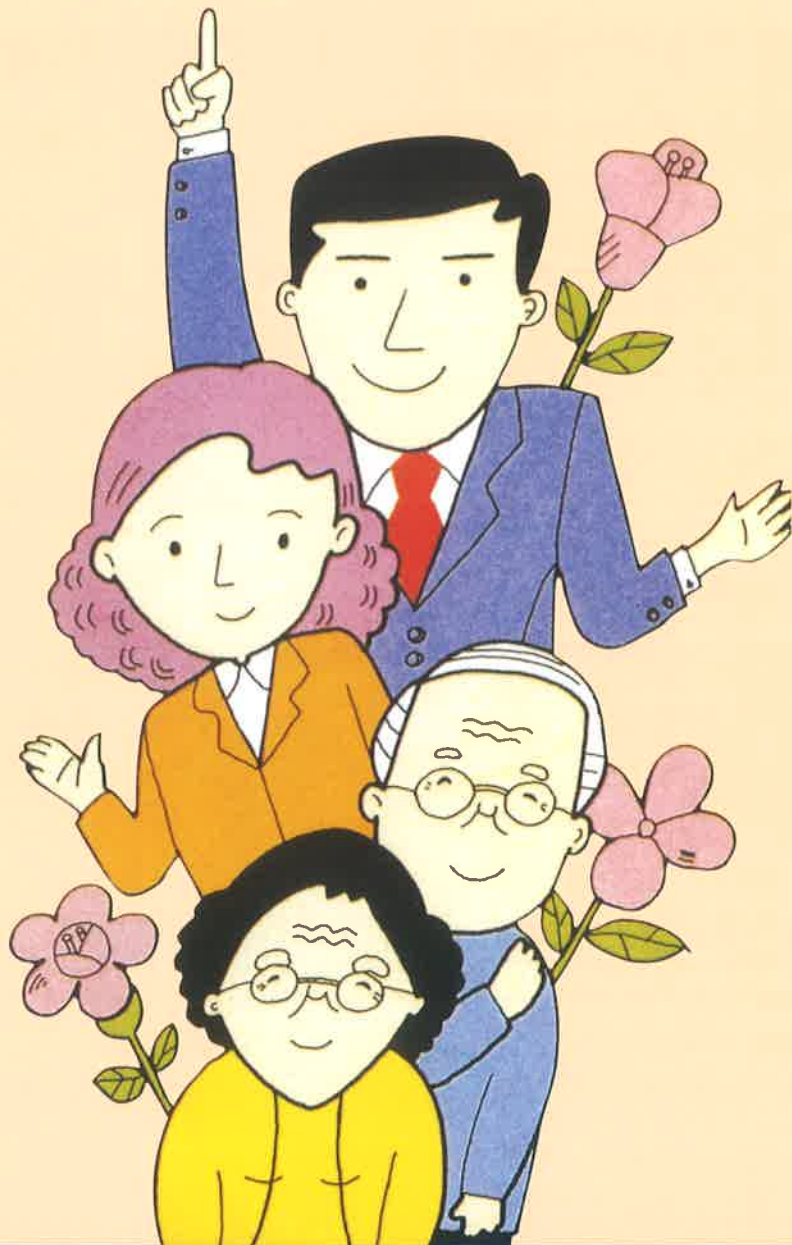


小さな掛け金で大きな保障！

生命傷害共済



県共済

鹿児島県火災共済協同組合

鹿児島市名山町9-1(県産業会館5階) ☎ 099(225)4218

みんなの力で企業の安全をまもる生命傷害共済制度

現代のニーズにマッチした生命傷害共済

共済掛金及び保障内容

共済の特色

1. 安い掛金で大きな保障。

年齢に関係なく一律の掛金です。

2. 広い保障。

業務上業務外をとわず、また労災保険か他の保険等に関係なく迅速なお支払いをいたします。

3. 無診査です。

健康で正常な生活、または就労中の方に限ります。

4. 利益の還元。

剰余金は、配当金として契約者に還付いたします。



年齢別共済金額引受限度基準

加入者1人についての年齢別共済金額引受限度は、次のとおりです。

区分	年齢	生命傷害共済	傷害共済	新特約生命傷害	生命共済
A	満6才以上満60才未満	1,000万円	500万円	300万円	100万円
B	満60才以上満65才未満	新規の場合 200万円 継続延長の場合 1,000万円		—	継続延長の場合のみ 100万円
C	満65才以上満70才未満	継続延長の場合のみ 100万円		—	継続延長の場合のみ 50万円
D	満70才以上満75才未満	継続延長の場合のみ 30万円		—	—
E	満75才以上満80才未満	—		—	—

(注) 上表の限度にかかわらず、生命傷害共済は満65才および生命共済については、満60才に達したのちの共済金額の増減はできません。

(注) 生命傷害共済と傷害共済とは重複加入が出来ます。

生命傷害共済

共済金額	共済掛金		保障内容						
	月払	年払	死亡(廃疾)のとき			後遺症のとき		傷害・災害により治療のとき(1日につき)	
			病気死亡	傷害死亡	災害死亡	傷害による	災害による	入院	通院
1,000万円	7,940円	95,180円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	30~1,000万円	60~2,000万円	円	円
500	4,130	49,480	500	1,000	1,500	15~400	30~800	3,000	1,500
400	3,370	40,340	400	800	1,200	12~320	24~640		
300	2,600	31,200	300	600	900	9~240	18~480		
200	1,600	19,200	200	400	600	6~160	12~320	2,400	1,200
100	800	9,600	100	200	300	3~80	6~160	1,200	600
50	400	4,800	50	100	150	1.5~40	3~80	600	300
30	240	2,880	30	60	90	0.9~24	1.8~48	360	180

(注) 200万円をこえる契約の場合、加入1年以内に疾病により死亡したときの共済金は200万円です。入院通院の給付金は7日以上の場合で事故の日から一年間を限度とします。後遺症による不具共済金の内容は別表参照。

傷害共済

共済金額	共済掛金		保障内容						
	月払	年払	死亡(廃疾)のとき		後遺症のとき		傷害・災害により治療のとき(1日につき)		
			傷害死亡	災害死亡	傷害による	災害による	入院	通院	
500万円	1,060円	12,680円	500万円	1,000万円	15~400万円	30~800万円	円	円	
400	910	10,900	400	800	12~320	24~640	3,000	1,500	
300	760	9,120	300	600	9~240	18~480			
200	600	7,200	200	400	6~160	12~320	2,400	1,200	
100	300	3,600	100	200	3~80	6~160	1,200	600	
50	150	1,800	50	100	1.5~40	3~80	600	300	
30	90	1,080	30	60	0.9~24	1.8~48	360	180	

(注) 入院通院の給付金は7日以上の場合で事故の日から一年間を限度とします。後遺症による不具共済金の内容は別表参照。

新特約生命傷害共済

共済金額	共済掛金		保障内容			
	月払	年払	死亡(廃疾)のとき		後遺症のとき	傷害により(1日につき)
			病気死亡	傷害死亡	傷害による	入院
300万円	1,800円	21,600円	300万円	600万円	9~240万円	4,500万円
200	1,200	14,400	200	400	6~160	3,000
100	600	7,200	100	200	3~80	1,500
50	300	3,600	50	100	1.5~40	750

(注) 傷害による入院給付金は、5日以上~120日を限度とします。

生命共済

共済金額	共済掛金		保障内容
	月払	年払	死亡(高度障害)のとき
			死亡(高度障害)のとき
100万円	500円	6,000円	100万円
50	250	3,000	50
30	150	1,800	30

共済期間

共済掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前零時から1年間。但し責任の始期は、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前零時からです。

組合員の資格

協同組合組織でありますから、最初の契約の際、出資金として1口100円以上を払込んで組合員になっていただきます。

■災害とは次の事故に起因する傷害をいいます。

1. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または、運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害。
2. 運行中の交通乗用具に搭乗している被共済者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被共済者が急激、かつ偶然の外来の事故によって被った傷害。
3. 道路通行中の被共済者が、次に掲げる事故によって被った傷害。
 - (1) 建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのものの落下
 - (2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - (3) 火災または破裂、爆発
4. 建物の外壁の崩壊または建物の火災で発生時に被共済者がその建物内にいた場合に限ります。
5. 蒸気機関の爆発、台風旋風、落雷。

■共済金を支払わない場合

1. 戦争変乱
2. 自殺（但し生命傷害共済および生命共済については加入1年以上の場合は共済金額担当額を支払います）
3. 疾病による死亡共済金および高度傷害共済金は次の場合支払いません。
 - (1) 加入日現在、医師の治療を受けていたことが判明したとき。
 - (2) 加入後1年以内に、次の疾病を直接原因として死亡、または高度傷害となった場合で加入日現在その疾病について医師の治療を受けていなかったことが証明されないとき。
悪性新生物（癌、肉種）、心臓病、血液病、結核、胃または腸潰瘍、肝臓病
4. 故意、犯罪行為、刑の執行または拘置もしくは入監中に生じた事故
5. 健康状態通知書の通知事項に悪意または、重大な過失により、事実を通知しなかったり、重要な事項について不実のことを通知した場合。

■共済金の請求

共済金の請求事由が発生した場合は、事故報告書を提出するか発生の日から**2ヶ月以内**に請求して下さい。事故報告がなく2ヶ月をすぎますと**正当な理由がない限り失効**します。



鹿児島県火災共済協同組合

鹿児島市名山町9-1(県産業会館5階)
☎ 099(225)4218